

## 茅ヶ崎市のまちづくりに係る関係課業務概要一覧

### 特定開発事業協議早見表

特定開発事業と都市計画法第29条許可を要するものについての  
事務手続フロー

茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例第10条協議及び都市計画法第32条協議提出書類  
担当課別添付図面一覧

### 特定開発事業確認申請書添付図面チェックリスト

「公共施設の新旧対照図・表」及び「土地利用計画図」の参考例

## 茅ヶ崎市のまちづくり\*に係る関係課業務概要一覧

\*ここでいう「まちづくり」とは、建築や開発行為などによる土地利用についての規制や指導によって誘導を図るまちづくりをいいます。

茅ヶ崎市では、建築や開発行為など土地利用をする際に、関係各課が所管する様々な政策、法令、条例に照らし合わせ、建築計画や事業計画を規制指導し、良好なまちづくりの誘導を図っています。

建築計画や事業計画をされる建築主や事業者においては、事業に関係する各課の規制に従い、また、指導を理解して計画をすすめる必要があります。

なお、仮設建築物を除く開発事業（建築及び開発行為）のすべてについて、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の届出が必要となりました。

建築確認申請担当課		開発許可・手続基準条例担当課		消防担当課	
都市部建築指導課 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 TEL:0467-82-1111 内線 2511-5 FAX:0467-57-8377		都市部開発審査課 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 TEL:0467-82-1111 内線 2521~2,2505~6 FAX:0467-57-8377		消防本部予防課 警防課 消防署指導課 〒253-0085 茅ヶ崎市矢畑 1280-3 TEL:0467-85-9943,85-9945, 85-4595 FAX:0467-53-1224	
関係課名	概要			備考	
開発審査課					
都市計画法第 29 条	・市街化区域、市街化調整区域内における開発行為の許可			・事前に開発計画概要書 あるいは相談票の提出 が必要 ・建築確認申請には許可 書の写しを添付 ・確認申請前の確認印	
第 35 条の 2	・市街化区域、市街化調整区域内における開発行為の変更許可				
第 37 条	・開発許可を受けた開発区域内の建築制限等				
第 40 条	・公共施設の用に供する土地の帰属を要する場合の手続				
第 41 条	・市街化調整区域内における建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定				
第 42 条	・開発許可を受けた土地における建築物等の制限				
第 43 条	・市街化調整区域のうち、開発許可を受けた土地以外の土地における建築物等の制限				
茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例	次に該当する開発行為及び建築(特定開発事業)については、特定開発事業事前届出書の提出から始まる一連の手続きが必要 ア 開発区域の面積が 500 m <sup>2</sup> 以上の開発行為 イ 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域における軒の高さが7mを越える建築物の建築 ウ イに規定する用途地域以外の地域における建築物の高さが 10mを超える建築物の建築 エ 延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物の建築 オ 計画戸数を 8 戸以上とする建築物の建築 ・特定開発事業協議書の提出により、条例の基準に関する関係各課との協議が必要(この関係課業務概要一覧にある関係課のほか、事業計画により、公園緑地課、警防課、環境事業センター、市民自治推進課、安全対策課、防災対策課、警察署長との協議が必要)			・イからオまでに規定する行為は、建築に係る届出書(提出先は建築指導課)の提出は不要 ・併せて狭隘道路に係る協議書の提出を要する場合あり(提出先は道路管理課)	
茅ヶ崎市ラブホテル規制条例	・用途地域を基本として規制区域を定め、規制区域内におけるラブホテルの建築を規制 ・規制区域内に旅館業法第2条第2項から第4項までに規定する施設を建築しようとする者は、開発行為の許可申請及び建築確認申請を行う前に、市長に届出書の提出が必要			・確認申請前の確認印	

都市計画課		
都市計画法第 53 条	・都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の建築制限許可 ・都市計画施設、用途地域の位置確認申請	・建築確認申請には許可書の写し添付 ・確認申請前の確認印
都市計画法第 65 条	・都市計画事業認可区域内における建築・工作物の建築及び土地の形質の変更等を行う場合の許可	
生産緑地法第 8 条	・生産緑地地区内の建築及び工作物の設置及び土地の形質の変更等の許可	
安全対策課		
駐車場法第 12 条	・駐車面積 500 m <sup>2</sup> 以上で、不特定多数を対象とした有料駐車場は届出が必要	・確認申請前の確認印
景観みどり課		
茅ヶ崎市景観条例	・次に掲げる行為をしようとする場合、行為に着手する日の30日前までに届出が必要 ① 以下に掲げる規模の建築物及び工作物の新築、増改築、移転、外観の変更等 ・高さが10mを超えるもの(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域では軒の高さが7mを超えるもの) ・延べ面積が1000m <sup>2</sup> 以上のもの ・商業施設の用に供する部分の床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以上のもの ・計画戸数が8戸以上のもの ② 特別景観まちづくり地区内において、敷地が地区内の景観重要道路に接する建築物・工作物の新築、増改築、移転、外観の変更等 ③ 開発区域の面積が500m <sup>2</sup> 以上の開発行為	・確認申請前の確認印
都市計画法第 58 条の2(地区計画)	・地区計画区域内において、土地区画形質の変更、建築物の建築等を行う場合、行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要	・建築確認申請には届出通知書の写し添付 ・確認申請前の確認印
屋外広告物条例	・該当する場合は、設置前に事前手続、許可書の交付が必要	・建築確認申請には許可書写し添付 ・確認申請前の確認印
生け垣の奨励及び保全	・助成制度の相談、助成金の申請手続きなど	
都市政策課		
コミュニティバス運行路線の確保	・路線に面した計画をする場合は、同課及び神奈川中央交通茅ヶ崎営業所に、工事着手の1ヶ月前までに工事企画書・工程表等の提出が必要	・確認申請前の確認印
道路管理課		
茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例	・狭あい道路に接する敷地において建築を行う場合は、狭隘道路に係る協議書の提出が必要	・都市計画法の開発許可を要するものは除く(ただし、調整区域の自己用住宅は狭隘道路に係る協議書の提出による)
茅ヶ崎市狭隘道路整備要綱	・狭あい道路に接する土地の所有者は、上記の協議が整ったときは、譲渡等の申出等が必要	・確認申請前の確認印
道路法	道路計画がある場合のほか、以下の計画がある場合は協議が必要 ・路面復旧、道路雨水樹の設置(道路工事施行承認申請書) ・汚雨水接続管等の地下埋設(道路占用・掘さく等申請書) ・排水流末を道路側溝(市道)に流す場合(汚雨水流入申請書) ・市道路計画の確認(道路建設課の場合もあり)	・確認申請前の確認印
道路建設課		
道路法 都市計画法	・道路及び橋梁の新設改良事業(整備計画を含む)に面する建築計画、開発計画に関し、事前協議が必要	・確認申請前の確認印
市民相談課		
茅ヶ崎市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例	中高層建築物とは… ・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 →軒高が7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物 ・上記の用途地域以外の地域 →高さが10mを超える建築物又は地階を除く階数が4以上の建築物	・事前協議は要しないが、近隣とのトラブルの場合に建築紛争相談員によるあっせん、調停などの手法を規定
建築指導課		
茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例	・建築に関する工事を行おうとするときは、工事に着手する前に「建築に係る届出」の提出が必要	・特定開発事業イ～オに該当するものは除く

建築基準法第 43 条	・道路に接しない敷地に係る接道規定のただし書き許可	
建築基準法第 73 条	・建築協定に関する協定書の縦覧	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)	・一定規模以上の特定建築物に係るバリアフリー対応の協議・認定等	
みんなのバリアフリーまちづくり条例	・一定規模以上の建築物に係るバリアフリー対応の協議	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・一定規模以上の解体工事・建築等に係る分別解体計画等の届出	
エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	・一定規模以上の特定建築物に係る省エネルギー措置の届出	
<b>建設総務課</b>		
道路の境界確認	市道及び市の管理する水路などに接した計画は、必ず境界の確認が必要 ・道水路敷の境界確認、未確定道水路敷の境界確定申請(境界確定申請書等の提出) ・道水路の種別、位置、幅員等の確認(道路、水路境界確定図の交付)・境界復元申請	・確認申請前の確認印
<b>広域事業政策課</b>		
	・国や県が管理する道路及び河川に面する建築計画、事業計画については所管部局と調整が必要	・確認申請前の確認印
<b>下水道河川管理課</b>		
下水道法 水路に関する条例	・特定開発事業及び開発行為による排水計画がある場合は、協議が必要 ・工事施工承認申請 ・水路占用・掘削申請、水路工事施工承認申請、汚水等流入許可申請	・確認申請前の確認印
<b>下水道河川建設課</b>		
合併処理浄化槽設置 整備補助金交付要綱	・市街化調整区域における浄化槽設置者に対し費用の一部を補助	
<b>下水道河川総務課</b>		
下水道条例	・排水設備新設等確認申請	・確認申請前の確認印
<b>社会教育課</b>		
文化財保護法	・指定文化財及び埋蔵文化財に関すること ・建築及び開発行為を行う区域が埋蔵文化財包蔵地に含まれる場合及びその周辺にある場合は届出、協議が必要	・確認申請前の確認印
<b>環境政策課</b>		
茅ヶ崎市環境基本条例	すべての計画にあたり環境負荷の低減についての検討が必要 ・ソーラーシステムの導入 ・雨水の貯留再利用 ・熱帯材を使用したコンクリート型枠の使用の抑制など環境に配慮すること	
<b>環境保全課</b>		
茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例	・10台以上の駐車施設等を管理する者は、アイドリングストップの周知が必要	
神奈川県生活環境の保全等に関する条例	・指定作業を行い、指定施設を設置する場合は、施設の設置前に許可が必要 ・建築物の店舗(小売業に限る)面積が 500 平方メートル超え、かつ深夜 11 時以降も営業する場合は、営業開始 30 日前までに届出が必要	・確認申請前の確認印
騒音規制法	・特定施設を設置する場合は、設置工事の開始日の30日前までに届出が必要	
振動規制法	・特定建設作業を実施する場合は、作業開始の日の7日前までに届出が必要	
水質汚濁防止法	・特定施設を設置する場合は、設置工事の開始日の60日前までに届出が必要	
土壌汚染対策法	・3,000 平方メートル以上の土地の掘削その他の形質の変更をしようとする者は、変更に着手する日の30日前までに届出が必要	
	・汚染土壌処理業を行う場合は、汚染土壌処理施設ごとに許可が必要	・事前に事業計画書の提出が必要
	・公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者は、同法施行規則第26条各号に該当するか否かの把握に努めること	

<b>産業振興課</b>		
中心市街地活性化基本計画	・商業用途集積の維持のため、拠点商業地域(商店街活性化地域)で商業地域において、既存店舗の建替えの場合、協議が必要	
大規模小売店舗立地法	・申請建物の店舗の売場面積が1,000㎡を超える場合、協議が必要	
工場立地法	・特定工場(敷地面積9,000㎡以上または建築面積の合計が3,000㎡以上の工場)について建築を行う場合、協議が必要	・確認申請前の確認印
<b>農業水産課</b>		
農業振興地域に関する法律	・農業以外の土地利用の制限	・確認申請前の確認印
	・農業用水に接する計画の場合、農業用水に排水を計画する場合には協議が必要	
海岸法	・海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を新築し、又は改築する場合は、海岸管理者の許可が必要	・確認申請前の確認印
<b>農業委員会事務局</b>		
農地法	農地転用の届出について ・建築及び開発行為を行う区域に農地が含まれている場合は届出が必要	
<b>県茅ヶ崎保健福祉事務所</b>		
浄化槽法	電話 0467-85-1171 ・建築確認申請を伴わない浄化槽の設置を行う場合は届出が必要	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	・以下の建築物に該当する場合は、届出が必要 ① 特定用途に供される部分の延べ面積が3000平方メートル以上の建築物 特定用途 ・興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、又は遊技場 ・店舗、事務所 ・学校教育法第1条に規定する学校以外の学校(研修所を含む) ・旅館 ② 専ら学校教育法第1条に規定する学校の用途に供される建築物で建築延べ面積が8000平方メートル以上の建築物	
<b>県水道局</b>		
水道法	茅ヶ崎営業所 電話 0467-52-6151 ・給水設備・装置等の設置について協議、届出が必要	
<b>茅ヶ崎警察署 生活安全課</b>		
茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例	電話 0467-82-0110 以下の行為については、警察署長との協議が必要 ・敷地面積が500平方メートル以上の共同住宅等を建築する目的で行う特定開発事業 ・敷地面積が1000平方メートル以上の建築物を建築する目的で行う特定開発事業	特定開発事業確認申請書に添付
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	関連施設について届出等が必要	
<b>藤沢土木事務所 許認可指導課 (相模川の区域を除く)</b>		
土砂の適正処理に関する条例	電話 0466-26-2111 内線613~614 ・処理計画の作成 建設工事又はストックヤードの区域から500立方メートル以上の土砂を搬出する場合は、あらかじめ土砂の搬出にかかる計画を作成し、知事に届出が必要 ・土砂埋め立ての許可 2000平方メートル以上の埋立、盛土その他土地への土砂の堆積を行う場合は知事の許可が必要	

\*「確認申請前の確認印」については、市に提出する建築確認申請について摘要されます。

民間検査機関に提出される建築確認申請については、各々の検査機関の指示に従って下さい。

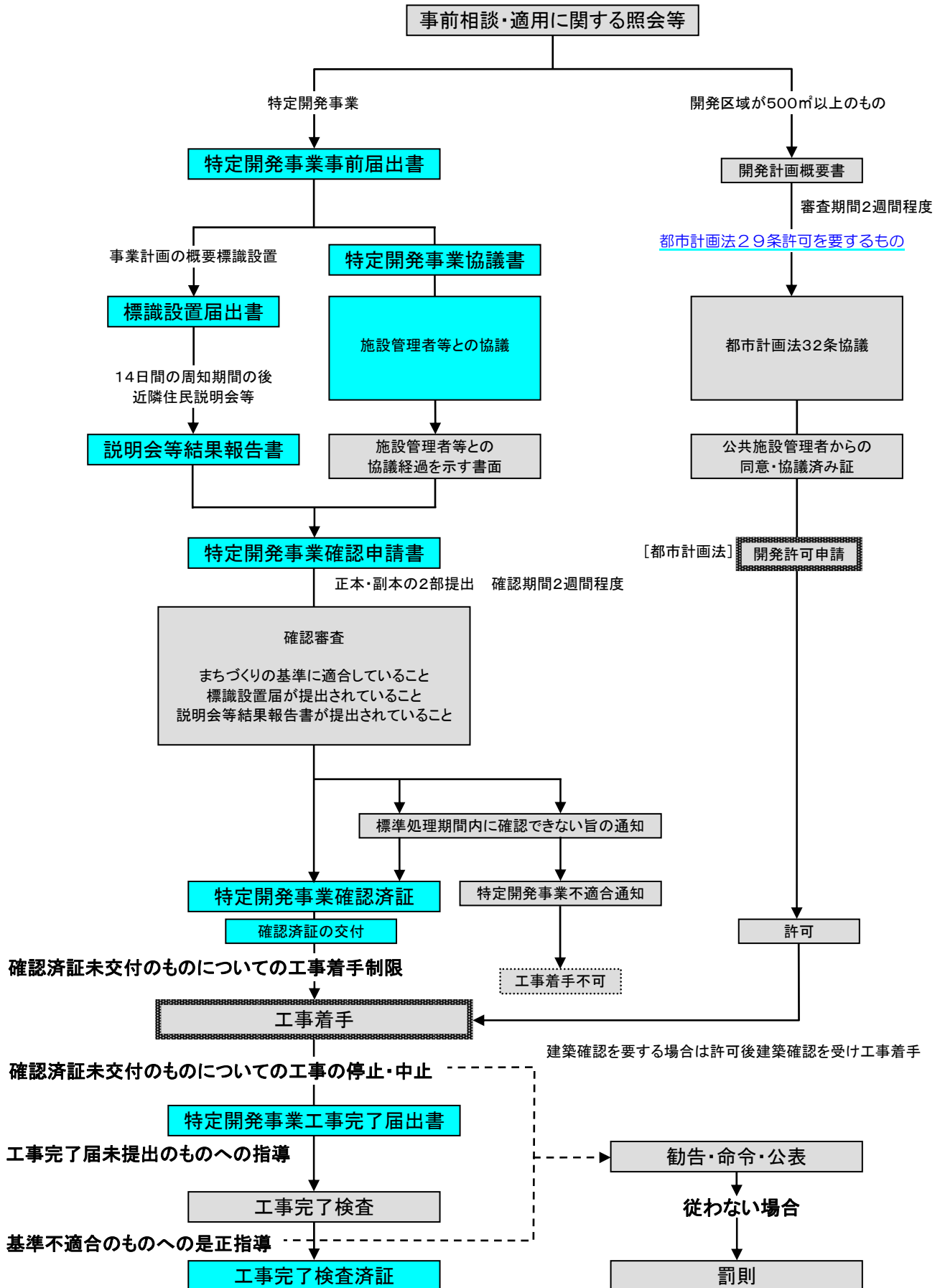
\* 詳細は、各担当課へ個別にお問い合わせ下さい。

特定開発事業協議早見表

	宅地分譲等の平面開発	共同住宅等	左記以外の特定開発	担当課
22条 道路	すべて			道路管理課 建設総務課
23条 排水施設	すべて			下水道河川管理課
24条 公園	区域の面積が 3000㎡以上で5%	区域の面積が 3000㎡以上で6%	区域の面積が 3000㎡以上で5%	公園緑地課
25条 消防水利	すべて ※1			警防課
26条 ごみ集積所	計画戸数が 8戸以上	計画戸数が 8戸以上		環境事業センター
27条 集会場	区域の面積が 5000㎡以上	計画戸数が50戸以上 の建築物	区域の面積が 5000㎡以上	市民自治推進課
28条 防犯灯	新設道路がある場合	新設道路がある場合	新設道路がある場合	安全対策課
29条 防災資機材等 の保管施設	計画戸数が 50戸以上	全体計画戸数が 50戸以上		防災対策課
30条 消防活動空地		4階以上又は 高さ10m以上	4階以上又は 高さ10m以上	警防課
31条 自転車置場		計画戸数1戸あたり 1.5台 ※2	※3	安全対策課
32条 自動車駐車場		計画戸数が 11戸以上で、 計画戸数の2/3	延べ面積2000㎡ 以上で、 延べ面積÷300=台	安全対策課
33条 荷さばき 駐車場		※4	※4	安全対策課
34条 前面道路に 接する空地		区域の面積が 1000㎡以上	区域の面積が 1000㎡以上 ※5	開発審査課
36条 緑化		敷地面積の15% ※6		景観みどり課
39条 警察署長 との協議		敷地面積が 500㎡以上	敷地面積が 1000㎡以上	茅ヶ崎警察署

- ※1 消防本部警防課と協議すること。ただし、自己用住宅及び区域の面積が500㎡未満は、この限りでない。  
 ※2 一戸の専用面積が29㎡未満で、浴室、便所及び台所を設けたもの（いわゆるワンルーム形式住戸）にあっては、計画戸数1戸あたり1台。  
 ※3 官公庁施設、商業施設、娯楽施設又はこれらに類する施設を建築する場合には、規定台数を設けなければならない。規定台数については、31条参照のこと。  
 ※4 用途地域が一低・二低では、軒高7mを超える建築物、一低・二低以外の地域では、高さ10mを超える建築物、延べ面積1000㎡以上の建築物、又は計画戸数が8戸以上とする建築物を建築する場合に設けなければならない。  
 ※5 予定建築物が一戸建ての住宅のときは、設けなくてよい。  
 ※6 近隣商業・商業地域では、10%

# 事務手続フロー



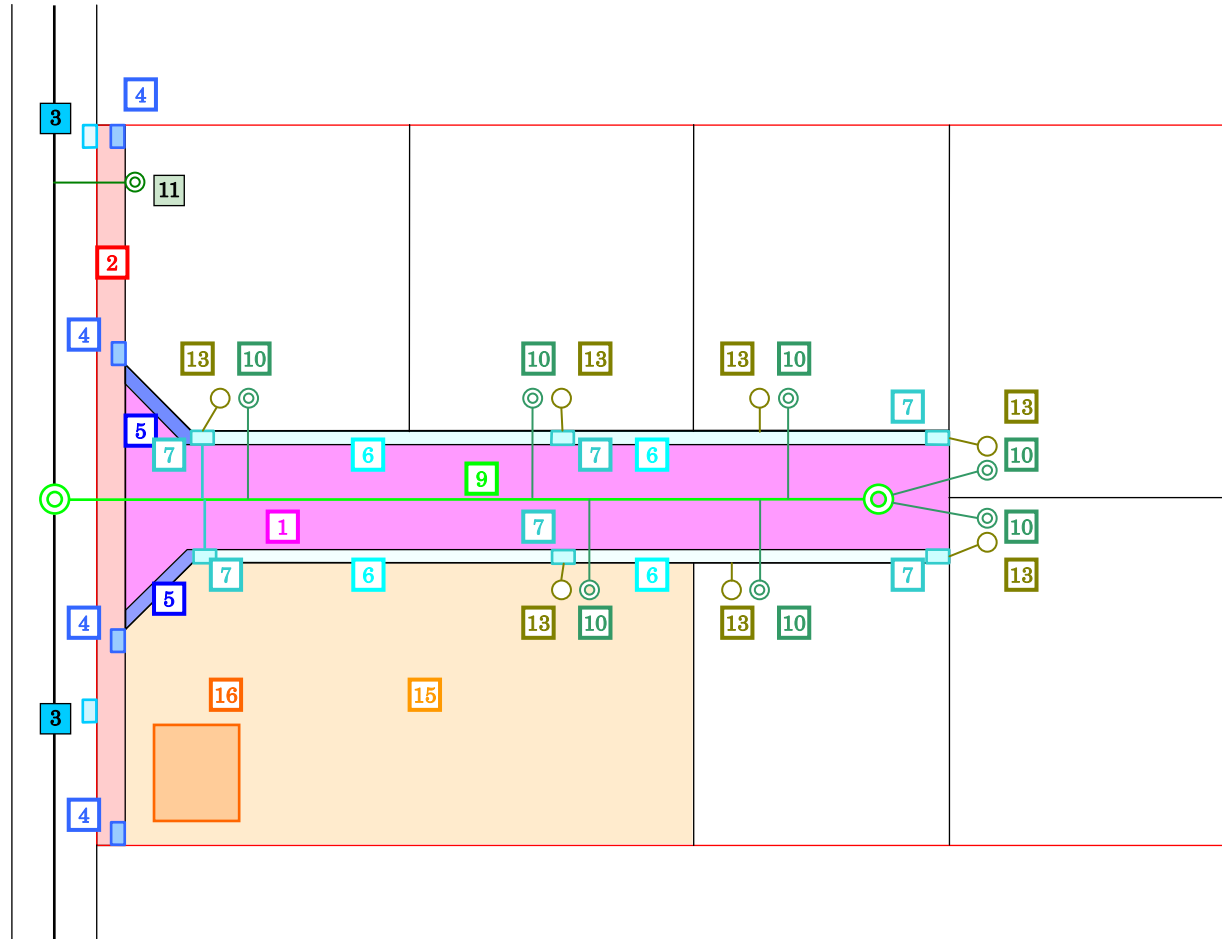
茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例第10条協議及び都市計画法第32条協議提出書類

都市計画法第32条協議		■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
※ 特定開発事業協議書の写しの表紙右上に担当課の課名を記入すること。		開発 審査 課	建設 総務 課	道路 建設 課	道路 管理 課	下 水 道 河 川 管 理 課	公 園 緑 地 課	景 観 み ど り 課	警 防 課	環 境 事 業 セ ン タ ー	市 民 自 治 推 進 課	安全 対 策 課			防 災 対 策 課	農 業 水 産 課	茅 ヶ 崎 警 察 署 生 活 安 全 課		
※ 担当課の指示により図面等を差替えた場合は、開発審査課の図面も必ず差替えること。																			
手続・基準条例該当条項					第22条	第23条	第24条	第36条	第25条	第30条	第26条	第27条	第28条	第31条	第32条	第33条	第29条	第37条	第39条
※ 32条協議が必要なときは「都市計画法第32条による協議について」を添付すること。					道路	排水施設	公園等	緑化	消防水利	消防活動空地	ごみ集積所	集会場	防犯灯	自転車置場	自動車駐車場	荷さばき駐車場	防災資機材等の保管施設	農業用水の保全	警察署長との協議
番号	図面の名称																		
1	付近見取図	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	現況図	◎	◎	◎	◎								◎					◎	
3	公図の写し	◎	◎	◎	◎	◎	◎											◎	
4	求積図	◎	◎		◎														
5	公共施設の新旧対照図 ※ 32条協議が必要なときのみ	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎									◎	
6	土地利用計画図	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
7	造成計画平面図	◎			◎													◎	
8	造成計画断面図	◎			◎													◎	
9	道路標準断面図	◎			◎														
10	道路縦断面図	◎			◎														
11	道路構造図	◎			◎														
12	排水施設計画平面図	◎			◎	◎												◎	
13	排水施設標準断面図	◎			◎	◎												◎	
14	排水施設縦断面図	◎			◎	◎												◎	
15	排水施設構造図	◎			◎	◎												◎	
16	給水施設計画平面図	◎			◎														
17	施設求積図	◎					◎	◎			◎								
18	施設平面図	◎					◎	◎	◎			◎		◎	◎	◎	◎		
19	施設横断面図	◎					◎	◎			◎								
20	施設構造図	◎					◎	◎					◎						
21	地下埋設図	◎					◎												
22	擁壁構造図 ※高さ1メートルを超えるものについては、構造計算書を添付	◎																	
23	各階平面図・立面図(緑化含む)	◎						◎(緑化)		◎	◎			◎					◎
24	断面図・日影図	◎																	
25	土地の登記事項証明書の写し	◎																	
26	隣接道・水路境界確定図の写し	◎	◎																



番号	添付	図面の種類	明示すべき事項	
23	<input type="checkbox"/>	公園等求積図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(250分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 公園等の区域 <input type="checkbox"/> 公園等の面積求積線及び面積計算表	<input type="checkbox"/>
24	<input type="checkbox"/>	公園等平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 公園等の計画地盤高 <input type="checkbox"/> 道路の位置、形状、勾配及び幅員 <input type="checkbox"/> 植栽の位置、種類及び本数 <input type="checkbox"/> 公園施設の位置 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置、構造、高さ及び長さ	<input type="checkbox"/>
25	<input type="checkbox"/>	公園等横断面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 公園等の断面 <input type="checkbox"/> 切土又は盛土をする前後の地盤面 <input type="checkbox"/> 切取面及び盛土面のり勾配 <input type="checkbox"/> 擁壁の構造及び高さ <input type="checkbox"/> 道路の位置、高さ及び幅員	<input type="checkbox"/>
26	<input type="checkbox"/>	公園施設構造図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(50分の1以上) <input type="checkbox"/> 公園施設の形状及び寸法 <input type="checkbox"/> 使用材の規格及び寸法	<input type="checkbox"/>
27	<input type="checkbox"/>	(公園)地下埋設図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 上水道、排水施設、電気配線、防火用貯水槽の位置及び形状	<input type="checkbox"/>
28	<input type="checkbox"/>	消防水利平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 防火水槽及び消火栓の位置及び形状	<input type="checkbox"/>
29	<input type="checkbox"/>	消防水利施設構造図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(100分の1以上) <input type="checkbox"/> 防火水槽の容積、形状及び寸法 <input type="checkbox"/> 標識等の姿図 <input type="checkbox"/> 消火栓の形状、規格及び寸法	<input type="checkbox"/>
30	<input type="checkbox"/>	ごみ集積所求積図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> ごみ集積所の区域 <input type="checkbox"/> ごみ集積所の面積求積線及び面積計算表	<input type="checkbox"/>
31	<input type="checkbox"/>	ごみ集積所構造図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(20分の1以上) <input type="checkbox"/> ごみ集積所の形状及び寸法 <input type="checkbox"/> 使用材の規格及び寸法	<input type="checkbox"/>
32	<input type="checkbox"/>	集会場平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 集会場の位置及び形状 <input type="checkbox"/> 集会場の延べ面積計算表	<input type="checkbox"/>
33	<input type="checkbox"/>	防犯灯構造図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(50分の1以上) <input type="checkbox"/> 防犯灯の形状 <input type="checkbox"/> 使用材の規格及び寸法	<input type="checkbox"/>
34	<input type="checkbox"/>	防災資機材等保管施設平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 防災資機材等保管施設の位置及び形状 <input type="checkbox"/> 防災資機材等保管施設の延べ面積計算表	<input type="checkbox"/>
35	<input type="checkbox"/>	自転車置場平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(100分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 自転車置場の位置及び形状	<input type="checkbox"/>
36	<input type="checkbox"/>	自動車駐車場平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(100分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 自動車駐車場の位置及び形状	<input type="checkbox"/>
37	<input type="checkbox"/>	荷さばき駐車場平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(100分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 荷さばき駐車場の位置及び形状	<input type="checkbox"/>
38	<input type="checkbox"/>	緑化求積図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 緑化の区域 <input type="checkbox"/> 緑化の面積求積線及び面積計算表	<input type="checkbox"/>
39	<input type="checkbox"/>	緑化平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 植栽の位置、種類及び本数	<input type="checkbox"/>
40	<input type="checkbox"/>	緑化立面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(300分の1以上) <input type="checkbox"/> 予定建築物及び囲障の緑化予定面 <input type="checkbox"/> 植栽の位置、種類及び本数	<input type="checkbox"/>
41	<input type="checkbox"/>	がけ断面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類及びその地層の厚さ) <input type="checkbox"/> 切土又は盛土をする前の地盤面 <input type="checkbox"/> がけ面の保護の方法	<input type="checkbox"/>
42	<input type="checkbox"/>	擁壁断面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> 擁壁の寸法及び勾配 <input type="checkbox"/> 擁壁の材料の種類及び寸法 <input type="checkbox"/> 裏込めコンクリートの寸法 <input type="checkbox"/> 透水層の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 擁壁を設置する前後の地盤面 <input type="checkbox"/> 基礎地盤の土質 <input type="checkbox"/> 基礎杭の位置、材料及び寸法	<input type="checkbox"/>
43	<input type="checkbox"/>	配置図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 敷地境界線 <input type="checkbox"/> 敷地内における建築物の位置 <input type="checkbox"/> 予定建築物と他の建築物との別 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置 <input type="checkbox"/> 土地の高低 <input type="checkbox"/> 敷地の接する道路の位置及び幅員	<input type="checkbox"/>
44	<input type="checkbox"/>	各階平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 予定建築物の間取 <input type="checkbox"/> 予定建築物の各室の用途 <input type="checkbox"/> 予定建築物の壁及び開口部の位置	<input type="checkbox"/>
45	<input type="checkbox"/>	立面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 予定建築物の開口部の位置	<input type="checkbox"/>
46	<input type="checkbox"/>	断面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 予定建築物の床の高さ <input type="checkbox"/> 予定建築物の各階の天井の高さ <input type="checkbox"/> 予定建築物の軒及びひさしの出 <input type="checkbox"/> 予定建築物の軒の高さ <input type="checkbox"/> 予定建築物の高さ	<input type="checkbox"/>
47	<input type="checkbox"/>	日影図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 敷地境界線 <input type="checkbox"/> 敷地内における建築物の位置 <input type="checkbox"/> 建築物の各部分の平均地盤面からの高さ <input type="checkbox"/> 建築基準法(昭和25年法律第201号)第56条の2第1項の水平面(以下「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線(以下「測定線」という。) <input type="checkbox"/> 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状 <input type="checkbox"/> 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線	<input type="checkbox"/>
48	<input type="checkbox"/>	土地の登記事項証明書の写し	<input type="checkbox"/> 記載事項の確認 <input type="checkbox"/> 地目 <input type="checkbox"/> 帰属部分は完了までに抵当権抹消	<input type="checkbox"/>
49	<input type="checkbox"/>	隣接道・水路境界確定図の写し	<input type="checkbox"/> 求積図との整合	<input type="checkbox"/>
50	<input type="checkbox"/>	隣接道・水路及び帰属部分の点の記・座標	<input type="checkbox"/> 帰属手続時に提出(中間検査前に建設総務課に提出すること)	<input type="checkbox"/>
51	<input type="checkbox"/>	確認登録簿用図書	<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図 <input type="checkbox"/> 配置図	<input type="checkbox"/>

「公共施設の新旧対照図」の参考例 ① 平面開発・区画分譲等の場合



参考例は次ページ参照のこと

公共施設の新旧対照表

名称	番号	新		旧		備考
		所有者	管理者	所有者	管理者	

工事名称			
図面名称	公共施設の新旧対照図		
図面番号	縮尺	/	
作成年月日	平成	年	月 日

「公共施設の新旧対照表」の参考例

公共施設の新旧対照表

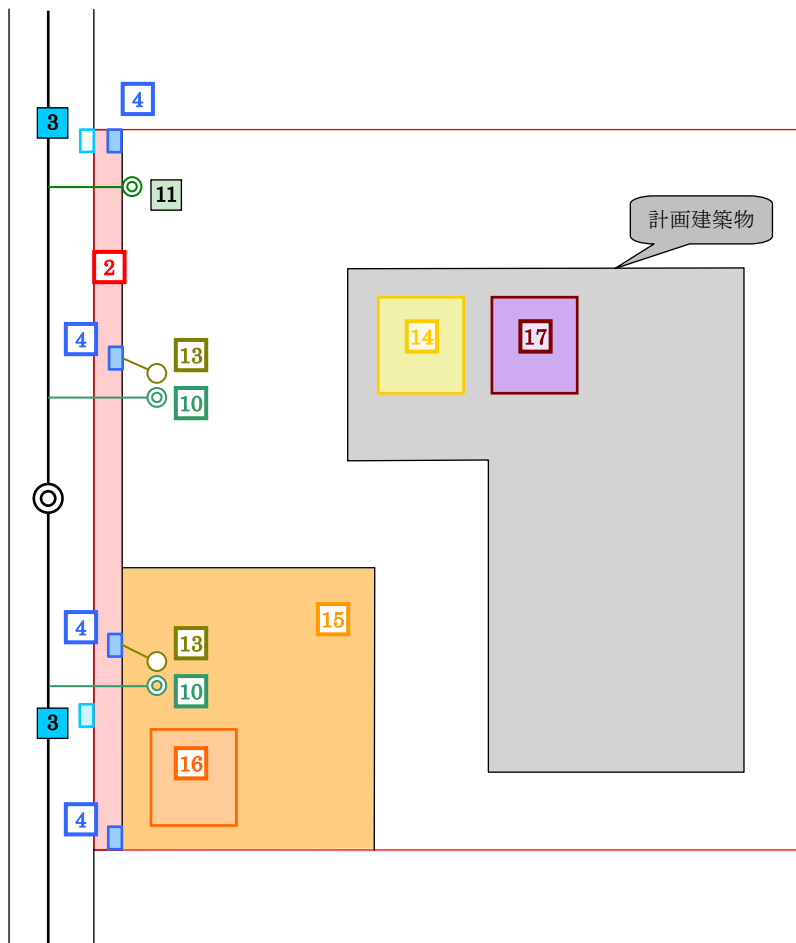
名称	番号	新		旧		備考
		所有者	管理者	所有者	管理者	
開発による道路	1	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	事業主	事業主	新設（帰属）
道路（後退部分）	2	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	事業主	事業主	新設（帰属）
道路雨水枡	3	—	—	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	既設撤去
道路雨水枡	4	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	—	—	新設
L型側溝	5	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	—	—	新設
L O型側溝（浸透式）	6	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	—	—	新設
L型雨水枡・取付管	7	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	—	—	新設
横断暗渠	8	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	—	—	新設
人孔・管渠	9	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	—	—	新設
公共枡・取付管	10	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	—	—	新設
公共枡・取付管	11	—	—	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	既設撤去
最終枡・取付管	12	事業主	事業主	—	—	新設
雨水枡・取付管	13	事業主	事業主	—	—	新設
雨水貯留槽	14	事業主	事業主	事業主	事業主	新設
公園	15	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	事業主	事業主	新設（帰属）
防火水槽	16	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	事業主	事業主	新設
防火水槽	17	事業主	事業主	事業主	事業主	新設
道路	18	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	存置
道路	19	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	事業主	事業主	25と相互帰属
道路（水路）	20	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	事業主	事業主	23と相互帰属
水路	21	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	事業主	事業主	23と相互帰属
道路（水路）	22	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	存置
宅地（旧水路）	23	事業主	事業主	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	20 21と相互帰属
水路	24	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	存置
宅地（旧道路）	25	事業主	事業主	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	19と相互帰属

調整区域のみ

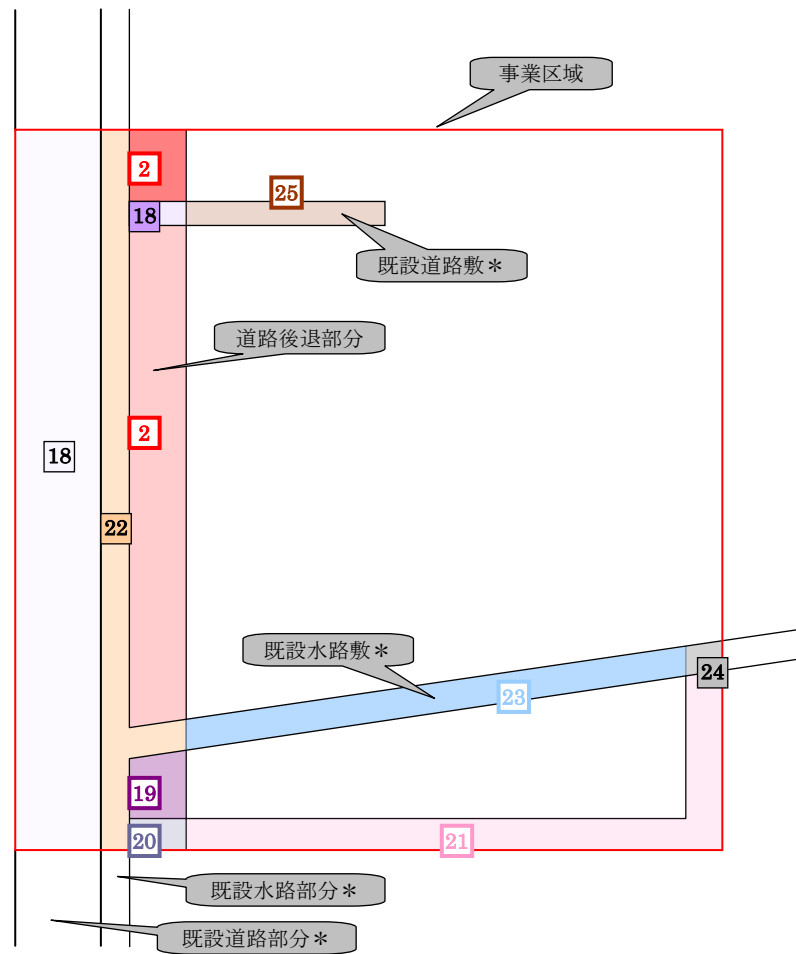
18~25 は相互帰属がある場合

\*該当するものが無い場合は、番号を順次繰り上げること。  
 番号は、新設の場合は番号及び枠を着色し、既設の場合は枠内を塗りつぶすこと。  
 各番号は、それぞれ色を変えること。

「公共施設の新旧対照図」の参考例 ② 共同住宅等の場合



「公共施設の新旧対照図」の参考例 ③ 相互帰属がある場合



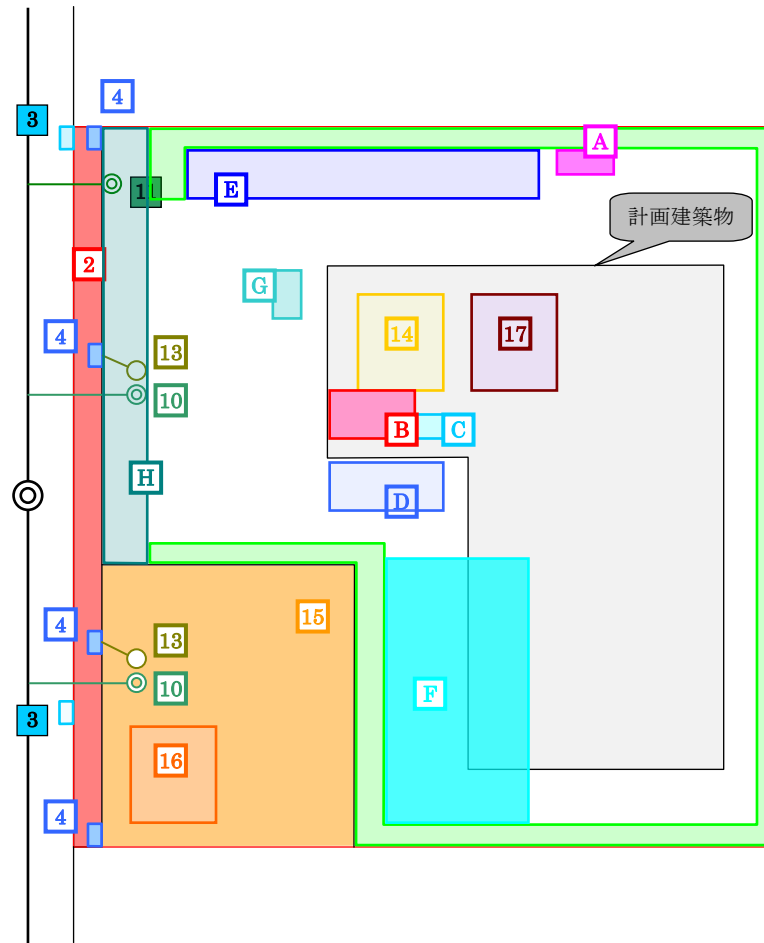
\* 「公共施設の新旧対照図」の参考例 ① あるいは ② の図面に併せて明示すること

\* 道路及び水路を事業区域に編入するには、別途編入同意手続をすること  
(事務担当は建設総務課)

# 「土地利用計画図」の参考例

土地利用計画図に明示すべき事項

- ・縮尺
- ・方位
- ・特定開発事業区域
- ・公共施設及び公益的施設の位置、形状及び名称
- ・計画地盤高
- ・予定建築物の用途、位置及び敷地面積
- ・植栽地の位置
- ・道路の幅員
- ・その他



予定建築物 用途 共同住宅 (〇〇戸)  
 構造 鉄筋コンクリート造  
 規模 〇階建て  
 敷地面積 〇〇㎡

公園 〇〇㎡  
 事業区域面積 〇〇㎡ × 0.06 = 〇〇㎡ ≤ 〇〇㎡

消防水利 防火水槽 (〇〇㎡)

## 公益的施設等の一覧

**A** ごみ集積所 〇〇㎡  
 0.3 × 〇〇戸 = 〇〇㎡ ≤ 〇〇㎡

**B** 集会場 〇〇㎡ (〇〇㎡以上)  
 防犯灯 新設2灯、移設1灯

**C** 防災資機材等の保管施設 〇〇㎡  
 4㎡ + 0.02 × 〇〇戸 = 〇〇㎡ ≤ 〇〇㎡

**D** 消防活動空地

**E** 自転車置場 〇〇台  
 1.5 × 〇〇戸 = 〇〇台 ≤ 〇〇台

**F** 自動車駐車場 〇〇台  
 〇〇戸 × 2 / 3 = 〇〇台 事業区域内 〇〇台  
 隔地 〇〇台

**G** 荷さばき駐車場

**H** 前面道路に接する空地

緑化 〇〇㎡  
 敷地面積 〇〇㎡ × 0.15 = 〇〇㎡ ≤ 〇〇㎡

公共施設の新旧対照表は、「公共施設の新旧対照図」の添付が無い場合に「土地利用計画図」に明示すること

公共施設の新旧対照表

名称	番号	新		旧		備考
		所有者	管理者	所有者	管理者	

工事名称			
図面名称	土地利用計画図		
図面番号	縮尺	/	
作成年月日	平成	年	月 日